

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

矢板市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県矢板市長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	<p>地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書、税額決定通知書及び特別徴収税額通知書(給与所得者)の出力 ⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知 ⑥扶養是正等に係る税務署への通知 ⑦住登外課税に係る通知及び所得照会 ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 <p>・サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムから取得して申告受付支援システムに手入力する。</p>
③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 証明書コンビニ交付システム 統合宛名システム 中間サーバー 個人住民税申告ポータル サービス検索・電子申請機能 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 課税原票イメージファイル 宛名情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表の第24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第48項 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第1～5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57～59、6 3、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86～92、96、98、106、108、112、115、124、12 5、129、130、132、137、138、140～142、144、147、151、152、155、156、158、160、1 61、163～173項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	矢板市総務人事課行政担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	矢板市総務人事課行政担当 0287-43-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の申請時のマイナンバー取得の原則化について、本人確認の手段、住基ネット照会について、住基ネット照会において複数の者が該当した際の本人を特定する方法等の留意事項等を遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分にしている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>保護管理者(保護責任者に相当)への研修、事務取扱者への研修(サイバーセキュリティの確保に関する事項を含む)、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修等の教育研修を行い、また未受講者に対するフォローアップを実施している。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月4日	新様式への変更			事後	
平成31年2月4日	I-1-③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー	事後	
平成31年2月4日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16の項	番号法第9条第1項、別表第一の第16項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月4日	I-4-②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第27項</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第27項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 ※別表第二の第29、71、115項に係る主務省令は未公布</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月30日	I-4-②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第27項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 ※別表第二の第29、71、115項に係る主務省令は未公布</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第27項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1～4、6、8、9、11、16、18、20、23、26～29、31、34、35、37～40、42、48、53、54、57～59、61～67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101～103、106～108、113～117、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6～8条、第10条、第12～14条、第16条、第19～22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32～40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53～55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 ※別表第二の第29、71、115、117項に係る主務省令は未公布</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	I-4-②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第27項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1～4、6、8、9、11、16、18、20、23、26～29、31、34、35、37～40、42、48、53、54、57～59、61～67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101～103、106～108、113～117、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6～8条、第10条、第12～14条、第16条、第19～22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32～40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53～55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 ※別表第二の第29、71、115、117項に係る主務省令は未公布</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第27項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1～4、6、8、9、11、16、18、20、23、26～29、31、34、35、37～40、42、48、53、54、57～59、61～67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101～103、106～108、113～117、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6～8条、第10条、第12～14条、第16条、第19～22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32～40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53～55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 ※別表第二の第29、71、102、115項に係る主務省令は未公布</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月3日	I-4-②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第27項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1～4、6、8、9、11、16、18、20、23、26～29、31、34、35、37～40、42、48、53、54、57～59、61～67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101～103、106～108、113～117、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6～8条、第10条、第12～14条、第16条、第19～22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32～40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53～55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 ※別表第二の第29、71、102、115項に係る主務省令は未公布</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第27項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第1～4、6、8、9、11、16、18、20、23、26～29、31、34、35、37～40、42、48、53、54、57～59、61～67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101～103、106～108、113～117、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6～8条、第10条、第12～14条、第16条、第19～22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32～39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53～55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 ※別表第二の第29、102、115項に係る主務省令は未公布</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月25日	I-4-②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第27項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第1~4、6、8、9、11、16、18、20、23、26~29、31、34、35、37~40、42、48、53、54、57~59、61~67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101~103、106~108、113~117、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1~4条、第6~8条、第10条、第12~14条、第16条、第19~22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32~39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53~55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 ※別表第二の第29、102、115項に係る主務省令は未公布</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第27項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第1~4、6、8、9、11、16、18、20、23、26~29、31、34、35、37~40、42、48、53、54、57~59、61~67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101~103、106~108、113~117、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1~4条、第6~8条、第10条、第12~14条、第16条、第19~22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32~39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53~55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 ※別表第二の第29、102、115項に係る主務省令は未公布</p>	事後	
令和6年12月10日	新様式への変更			事後	
令和6年12月10日	I-3法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項、別表第一の第16項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条</p>	<p>番号法第9条第1号 別表の第24項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月10日	I-4-②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第27項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第20条</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第1～4、6、8、9、11、16、18、20、23、26～29、31、34、35、37～40、42、48、53、54、57～59、61～67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101～103、106～108、113～117、120項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6～8条、第10条、第12～14条、第16条、第19～22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32～39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53～55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 ※別表第二の第29、102、115項に係る主務省令は未公布</p>	<p>(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第48項</p> <p>(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第1～5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57～59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86～92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140～142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163～173項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月8日	I-1-②事務の概要	<p>地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力</p>	<p>地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書、税額決定通知書及び特別徴収税額通知書(給与所得者)の出力 ⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知 ⑥扶養是正に係る税務署への通知 ⑦住登外課税に係る通知及び所得照会 ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>・サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムから取得して申告受付支援システムに入力する。</p>		
令和7年9月8日	I-1-③システムの名称	<p>住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー</p>	<p>住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 証明書コンビニ交付システム 統合宛名システム 中間サーバー 個人住民税申告ポータル サービス検索・電子申請機能 申請管理システム</p>		
令和7年9月8日	I-2特定個人情報ファイル名	<p>住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 宛名情報ファイル</p>	<p>住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 課税原票イメージファイル 宛名情報ファイル</p>		

